

堀川水辺活用推進事業要綱

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 堀川水辺活用協議会（第4条～第10条）

第3章 堀川納屋橋地区水辺活用推進事業（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、河川敷地占用許可準則（平成23年3月8日国河政第135号。以下「準則」という。）第四章「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」に基づく河川敷地の利用によって、堀川にうるおいと活気に満ちた水辺空間を創出し、にぎわい創出や魅力あるまちづくりに資するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（区域）

第2条 この要綱における堀川とは、庄内川からの分派点から名古屋港までの区間をいう。

（事業）

第3条 この要綱における堀川水辺活用推進事業とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1条に規定する目的を達成するために、堀川の河川敷地の利用や運営方法について検討等を行う堀川水辺活用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。
- (2) 堀川の区間ごとに河川敷地の利用等を検討する地区部会を設置する。
- (3) 第1条に規定する目的を達成するための取組みを定め、実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項。

第2章 堀川水辺活用協議会

（組織）

第4条 第1条の目的を達成するために、堀川の河川敷地の適正な利用を促進し、運営体制や基準に関する検討を行い、事業実現に資することを目的として、堀川水辺活用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議会)

第5条 協議会の委員は、学識経験者、堀川に関わる特定非営利活動法人等の市民活動団体、関係行政機関の職員、その他局長の定めるもので構成し、別表1及び別表2に掲げる者とする。また、議事について必要があると認める時は、その他の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

- 2 協議会には、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員の任期は3年とし、補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

(協議会の役割)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 堀川の河川敷地の利用促進について検討すること
- (2) 堀川の河川敷地の管理運営体制等の方法について検討、助言を行うこと
- (3) 堀川の地区部会を設置すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議は、必要のつど委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(協議会の会議の公開)

第8条 協議会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について検討、審議等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(協議会委員の謝金)

第9条 協議会の委員に次の謝金を支給する。

謝金の額 日額13,500円(委員長)、日額12,600円(委員)

- 2 謝金を支給する委員は、別表1に掲げる者とする。

(協議会の庶務)

第 1 0 条 協議会の庶務は、名古屋市緑政土木局河川部河川計画課において行う。

第 3 章 堀川納屋橋地区水辺活用推進事業

(事業内容)

第 1 1 条 堀川納屋橋地区水辺活用推進事業とは、納屋橋地区の河川敷地の利用によって、第 1 条の目的を達成するために行う以下のものをいう。

- (1) 民間事業者等によるオープンカフェ
- (2) 堀川や納屋橋の賑わい創出や魅力発信のイベント等

(納屋橋地区)

第 1 2 条 納屋橋地区とは、堀川の錦橋から天王崎橋までの河川敷地の区域をいう(別図 1)。

(占用施設)

第 1 3 条 納屋橋地区において、第 1 1 条に掲げる事業を実施するために、占用の許可を受けることができる施設(以下、「占用施設」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 準則第 2 2 第 3 項第 6 号に掲げるオープンカフェ等
- (2) 都市・地域再生等に関連するイベント等の実施に必要となる施設

(納屋橋地区の組織)

第 1 4 条 納屋橋地区の河川敷地の利用等について検討調整するため、納屋橋地区部会(以下、「部会」という。)を設置する。

- 2 納屋橋地区の河川敷地の利活用をすすめる運営主体として、納屋橋地区河川敷地利用実行委員会(以下、「実行委員会」という。)を設置する。

(納屋橋地区部会)

第 1 5 条 部会の委員は、学識経験者、商店街振興組合及び学区区政協力委員会(以下、「地域団体等」という。)、関係行政機関の職員、その他局長の定めるもので構成し、別表 3、別表 4 及び別表 5 に掲げる者とする。また、議事について必要があると認める時はその他の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

- 2 部会には、部会長を置き、別に定める堀川水辺活用協議会の委員長がこれにあたる。

- 3 部会の会議は、必要のつど部会長が招集し、部会長は会議の議長となる。
- 4 部会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。
- 5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 6 部会長に事故等があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員の任期は3年とし、補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

(納屋橋地区部会の役割)

第16条 部会は、納屋橋地区の河川敷地の利用調整に関する基本的な事項について、地域の合意を図り公平かつ適正な利用を促進し、地域の発展に資するために次に掲げる事項を処理する。

- (1) 納屋橋地区の河川敷地の利用及び管理運営等について検討・調整すること
- (2) 実行委員会が行う納屋橋地区の河川敷地の運営等に関し、助言等を行うこと
- (3) 納屋橋地区の河川敷地の適正かつ公平な利用と円滑な管理運営を実現するため必要な事項を処理すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(納屋橋地区部会委員の謝金)

第17条 部会の委員に次の謝金を支給する。

謝金の額 日額13,500円(部会長)、日額12,600円(委員)

- 2 謝金を支給する委員は、別表3及び別表4に掲げる者とする。ただし、別表4に掲げる者については、同一団体に所属する別の者が代理で出席した場合、出席した代理の者に対して謝金を支給する。

(納屋橋地区部会の庶務)

第18条 部会の庶務は、緑政土木局河川部河川計画課において行う。

(実行委員会)

第19条 準則第22第4第1号(準則第6)に該当する者で納屋橋地区部会の承認を得た都市・地域再生等占用主体(以下、「占用主体」という。)は、河川敷地の利用をすすめる運営主体として、実行委員会を設置する。

- 2 実行委員会は、占用主体及び納屋橋地区にかかる地域団体等とで構成する。

(実行委員会の役割)

第 20 条 実行委員会は、納屋橋地区においてうるおいと活気に満ちた水辺空間を創出し、にぎわい創出や魅力あるまちづくりに資するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 別に定める基準により、納屋橋地区の河川敷地の利活用を図る。
- (2) 堀川や納屋橋地区の魅力発信に努める。
- (3) 納屋橋地区の河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺の保全、創出を図ることに努める。
- (4) 実施した事業内容等について、毎年度、名古屋市へ報告する。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、緑政土木局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 2 月 13 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 納屋橋地区部会については、第 6 条第 3 号の規定に関わらず、緑政土木局長が第 14 条第 1 項の規定に基づいて設置するものとする。

附則

この要綱は、平成 26 年 1 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

堀川水辺活用協議会委員

別表 1

瀬口 哲夫 (委員長)	名古屋市立大学 名誉教授
秀島 栄三	名古屋工業大学大学院 教授
井澤 知旦	名古屋学院大学現代社会学部 教授
溝口 敦子	名城大学理工学部 教授
青木 奈美	特定非営利活動法人 大ナゴヤ・ユニバーシティー・ネットワーク
丹坂 和弘	名古屋堀川ライオンズクラブ

別表 2

名古屋商工会議所商務交流部流通・観光・街づくりユニット長
名古屋観光コンベンションビューロー観光部長
名古屋港管理組合企画調整室計画担当課長
住宅都市局都市整備部まちづくり企画課長
緑政土木局河川部河川管理課長
緑政土木局河川部主幹（堀川総合整備）

納屋橋地区部会委員

別表 3

瀬口 哲夫 (部会長)	名古屋市立大学 名誉教授
秀島 栄三	名古屋工業大学大学院 教授

別表 4

栄学区区政協力委員長
テラッセ納屋橋発展会会長
広小路中央商店街振興組合理事長
広小路西通一丁目商店街振興組合理事長
六反学区区政協力委員長
御園学区区政協力委員長
新明学区区政協力委員長
広小路名駅商店街振興組合理事長

別表 5

名古屋港管理組合企画調整室計画担当課長
住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課長
緑政土木局河川部河川管理課長
緑政土木局中村土木事務所長
緑政土木局中土木事務所長
緑政土木局河川部主幹（堀川総合整備）

(別図1) 納屋橋地区

